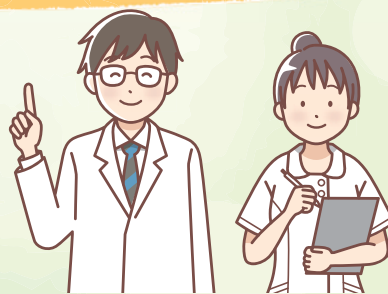


ジェネリック医薬品のある 先発医薬品を希望する場合は 特別の料金がかかります



令和6年度診療報酬改定の一環として、10月1日より、ジェネリック医薬品があるにもかかわらず、あえて先発医薬品を希望する場合は、選定療養の対象となり、医療費の一部負担金（1割～3割）にプラスして特別の料金がかかります。

選定療養とは、保険適用を前提としない、患者が特別に希望する医療のことです。例えば、紹介状なしでの大病院受診や、入院時の個室利用などが該当します。

新たに選定療養となるのは、ジェネリック医薬品が出てから5年が経過した先発医薬品、または、ジェネリック医薬品への置換率が50%に達している先発医薬品を希望する場合です。令和6年4月現在、1,095品目（445成分）が対象となっています。なお、医療上、先発医薬品の必要性がある場合や、流通の問題で薬局に後発医薬品の在庫がない場合などは対象外です。

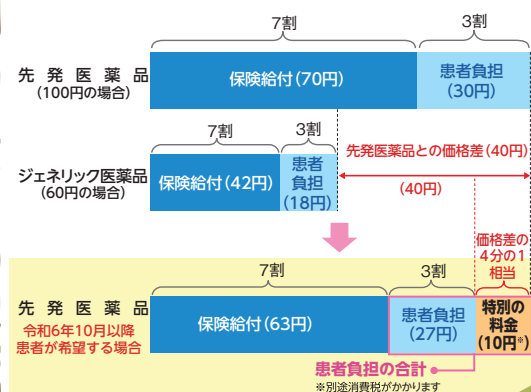
●対象医薬品は
厚労省のHPで確認できます ▶



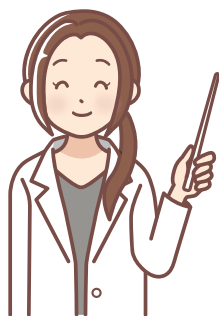
特別の料金 ジェネリック医薬品との価格差の4分の1を支払います

特別の料金は、先発医薬品とジェネリック医薬品（最も高額のもの）の価格差の4分の1の額です。例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、ジェネリック医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1となる10円を特別の料金として支払います。なお、特別の料金には別途消費税がかかります。

特別の料金の計算（医療費3割負担の場合）



処方箋も変わりました



「患者希望」欄を新設

患者の希望で先発医薬品を処方する場合に☑が入る。

「変更不可」欄に
「(医療上必要)」の記載が追加
医師が医療上の必要性からジェネリック医薬品への変更不可と判断した場合に☑が入る。

処方箋	
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)	
公費負担者番号	保険者番号
交付年月日	処方箋の使用期限
変更不可 (医療上必要)	患者希望

※「変更不可」欄に「(医療上必要)」の記載がある場合は、ジェネリック医薬品への変更を認めず、先発医薬品を処方すること。また、患者の希望を認める。先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「☑」又は「×」を記載すること。

医療費抑制のためにジェネリック医薬品を積極的に利用しましょう

「ジェネリック医薬品のお知らせ」の送付について

当組合では、現在服用されているお薬のうちジェネリック医薬品へ切り替え可能なお薬と、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる見込額を試算した「ジェネリック医薬品のお知らせ」の発送を行っております。

今年度も12月中旬に発送を予定しておりますので、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討いただく際の参考にお役立てください。

- ◎ 令和5年7月から令和6年6月までに受診歴があり、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合に一定の軽減が見込まれる方へお送りいたします。
- ◎ すべての組合員にお送りするわけではありませんのでご了承ください。